	「「「「「」」」「「」」」」」	1 方 イ チ リ ノ 、 、 チ ・ ノ	王士子盾不不能! 3799月不是公式这一局下了这个方子更(31月一人全王士子子会正是)(在希父子已正是么)	
改	Τ	案	現	行
(申告書)				
第二十八条 法第三十九条	法第三十九条第一項の環境省令で定める事項は、	のる事項は、次に掲	(新設)	
げる事項とし、同条第二	げる事項とし、同条第二項の環境省令で定める事項は、第一号から	事項は、第一号から		
第三号までに掲げる事項とする。	坦とする。			
一 船舶所有者 (法第二	船舶所有者(法第三十五条第二項に規定する船舶所有者をいう	る船舶所有者をいう		
。以下同じ。)の氏タ	の氏名又は名称及び住所又は所在地	而在地		
二 法第三十七条第二项	法第三十七条第二項に規定する賃金の総額			
三 法第三十七条第二项	項の一般拠出金率			
四 その他参考となるべき事項	へ き 事 項			
(第二項一般拠出金の充当)	允当)			
第二十九条機構は、法等	法第三十九条第四項の規定により、	こより、未納の第二	(新設)	
項一般拠出金(法第三十	項一般拠出金(法第三十七条第二項の第二項一般拠出金をいう。	 拠出金をいう。以		
下同じ。)その他法の担)その他法の規定による徴収金に充当したときは、	したときは、その旨		
を船舶所有者に通知しなければならない。	なければならない。			
(船舶所有者が申告した	船舶所有者が申告した第二項一般拠出金の延納の方法)	約の方法)		
第三十条 法第三十九条领	法第三十九条第一項の規定により納付すべき第二項	ゞべき第二項一般拠	(新設)	
出金の額が二十万円以上である船舶所有者は、		同項の申告書を提出		
する際に法第四十条の損	する際に法第四十条の規定による延納の申請をした場合には、	した場合には、その		
第二項一般拠出金を、回	四月一日から七月三十一日まで	ロまで、八月一日か		
ら十一月三十日まで及び	一月三十日まで及び十二月一日から翌年三月三十一日までの各	□三十一日までの各 □		

改	ΤĒ	案	現	行
期に分けて納付することができる。	とができる。			
2 前項の規定により延	の額を期の数で除して得た額を各期分の第二項一般拠出金と前項の規定により延納をする船舶所有者は、その第二項一般	項一般拠出金とし		
て、最初の期分の第二	最初の期分の第二項一般拠出金についてはその年度の初日から	その年度の初日から		
五十日以内に、八月一	八月一日から十一月三十日までの期分	の期分の第二項一般		
拠出金については八月三十一日までに、		十二月一日から翌年三月三		
十一日までの期分の第二	三項一般拠出金については十一月三十日まで	は十一月三十日まで		
に、それぞれ納付しなければならない。	ければならない。			
(機構が決定した第二	機構が決定した第二項一般拠出金の延納の方法)	法)		
第三十一条前条の規定は、	は、法第三十九条第三項の規定により	の規定により納付す	(新設)	
べきその不足する第二	べきその不足する第二項一般拠出金に係る法第四十条の規定による	四十条の規定による		
延納について準用する。	。この場合において、前条第一項中「法第三	条第一項中「法第三		
十九条第一項」とある	十九条第一項」とあるのは「法第三十九条第三項」	項」と、「同項の申		
告書を提出する際」と	とあるのは「第二項一般拠出金を納付する際」	出金を納付する際」		
と、同条第二項中「そ	同条第二項中「その年度の初日から五十日以内」	以内」とあるのは		
「 法第三十九条第二項	項の規定による通知を受けた日から十五日以	た日から十五日以		
内」と読み替えるものとする。	とする。			
2 前項の規定により延	前項の規定により延納をする船舶所有者は、	最初の期分以外の各		
期分の第二項一般拠出金のうち、	金のうち、同項の規定に	同項の規定により読み替えて準用		
する前条第二項の規定	する前条第二項の規定による納期限が最初の期分の第二項一般拠出	分の第二項一般拠出		
金の納期限より先に到	金の納期限より先に到来することとなるものについては、	ついては、同項の規		

改	T	案	現	行
定にかかわらず、最初	の期分の第二項一般拠出金	。 金の納期限までに、 		
(特別拠出金の充当)	別拠出金の充当)の期分の第二項一般拠出金とともに絋付するものとする。	るものとする 。		
第三十二条機構は、法律	機構は、法第四十九条第三項の規定により、	により、未納の特別	(新設)	
拠出金その他法の規定.	拠出金その他法の規定による徴収金に充当したときは、	こきは、その旨を特		
別事業主(法第四十七条第一項	条第一項の特別事業主をいう。	いう。以下同じ。)		
に通知しなければならない。	ない。			
(特別拠出金の延納の方法)	方法)			
第三十三条 法第四十九名	法第四十九条第一項の規定により納付すべき特別拠出金	竹すべき特別拠出金	(新設)	
の額が二十万円以上である特別事業主は、	ある特別事業主は、特別期	特別拠出金を納付する際		
に法第五十条において消	に法第五十条において準用する法第四十条の規定による延納の申請	正による延納の申請		
をした場合には、その特別拠出金を、		四月一日から六月三十日ま		
で、七月一日から九月	で、七月一日から九月三十日まで、十月一日から十二月三十一日ま	ら十二月三十一日ま		
で及び翌年一月一日か	で及び翌年一月一日から三月三十一日までの各期に分けて納付する	期に分けて 納付する		
ことができる。				
2 前項の規定により延	前項の規定により延納をする特別事業主は、	その特別拠出金の額		
を期の数で除して得た	を期の数で除して得た額を各期分の特別拠出金として、	として、最初の期分		
の特別拠出金について	の特別拠出金については法第四十九条第一項の規定による通知	規定による通知を受		
けた納期限までに、そ	その後の各期分の特別拠出金についてはそれぞ	金についてはそれぞ		
れその期の初日の属す	の初日の属する月の翌月十五日までに納付しなければなら	納付しなければなら		
ない。				

改	ΤĒ	案	現	行
8期分の特別拠出金のうち、 第一項の規定により延納を	特別拠出金のうち、前項の規定による幼の規定により延納をする特別事業主は、	前項の規定による納期限が最初の期分する特別事業主は、最初の期分以外の		
は、同項の規定にかかわらず、最初の期分の特別拠出金の納の特別拠出金の納期限より先に到来することとなるものにつ	らず、最初の期分のはなり先に到来することと	最初の期分の特別拠出金の納期限ま		
でに、最初の期分の特別	最初の期分の特別拠出金とともに納付するものとする。	yるものとする。		
第三十四条前条の規定は	前条の規定は、法第四十九条第三項の規定により納付	頃の規定により納付す	(新設)	
べきその不足する特別拠出金に係る法第五十条におい	処出金に係る法第五十名	ホにおいて準用する法		
第四十条の規定による延納について準用する。	延納について準用する。	この場合において、		
前条第一項及び第二項中「法第四十九条第一項」	-「法第四十九条第一項	「 と あるのは、 「 法		
第四十九条第三項」と読み替えるものとする。	読み替えるものとする。			
(第二項一般拠出金等の申告及び納付)	の申告及び納付)			
第三十五条 法第三十九条	法第三十九条第一項に規定する申告書は、	言書は、機構に提出し	(新設)	
なければならない。				
2 第二項一般拠出金、特	特別拠出金その他法の想	他法の規定による徴収金は、		
機構に直接納付する場合のほかは、		金融機関に設けられた機構の口		
座に払い込むことによって納付しなければならな	て納付しなければなら	らない。		
3 第二項一般拠出金、 特	特別拠出金その他法の規定による徴収金	応定による 徴収金の 納		
らない。	。 納入告知書に係るものを除き納付書によって行わなければな	6って行わなければな		
4 法第三十九条第二項並	法第三十九条第二項並びに法第四十九条第一項及び第二項の規定	「項及び第二項の規定		
による通知は、納入告知	納入告知書によって行わなければならない。	ればならない。		

 により携帯すべき証明書は、様式第六によるものとする。 4 法第五十六条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定 2 法第五十六条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定 2 法第五十六条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定 3 法第五十五条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定 3 法第五十五条第二項において準用する法第四十五条第二項の規定 	 帯すべき証明書は、様式第四によるものとする。 2 法第五十条において準用する法第四十五条第二項の規定により携 様式第三によるものとする。 (新設) 第三十八条 法第四十五条第二項の規定により携帯すべき証明書は、第二十八条 	(証明書の様式)	。 、 、 、 の 方法) 「 公示送達の 方法) 「 公示送達の 方法) 「 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	は、差押えをする機構の職員は、その行為に関し正当な権限を有す を含む。)の規定による滞納処分のため財産の差押えをするとき (滞納処分の証明書) (滞納処分の証明書)	改 正 案 現
ものとする。 ちのとする。					行

又は特別拠出金に関する書類を、その完結の日から三年間保存しな ければならない。	第三十九条 船舶所有者 (書類の保存義務)	改
 a書類を、 その 完結の 	石しくは特別事業主マ	正
又は特別拠出金に関する書類を、その完結の日から三年間保存しなければならない。	船舶所有者若しくは特別事業主又は船舶所有者若しくは「存義務」	案
	(新設)	現
		行
		行